

## 2018（平成30）年度・国際セミナーのご案内

新緑の美しい季節になりました。皆さまにはお変わりなくお過ごしでしょうか。

さて、福岡大学法科大学院で、下記のとおり国際セミナーを開催することになりましたので、ご案内いたします。ご参加くださいますようお願いいたします。

### 記

日 時 : 2018（平成30）年 5月17日（木曜日）18時00分～19時30分

会 場 : 福岡大学法科大学院5階502講義室

福岡市城南区七隈8丁目19番1号

テーマ : 「韓国家族法改革の背景と到達点」

報告者 : 車善子（チャ・セオンジャ）教授

#### 【報告者プロフィール】

福岡大学法科大学院・外国人研究員（韓国・全南大学校法律専門大学院・教授）  
韓国大統領女性政策諮問委員、女性家族部（日本での「省」に相当）政策諮問委員等を  
歴任後、現在は国会立法支援諮問委員（日本での「法制審議会」に相当）を務める。学  
会では、家族法学会、社会福祉法政学会の理事・学会紀要編集長、ジェンダー法学会会  
長等を歴任

通 訳 : 柳 永珍（リュ・ヨンジン）北九州市立大学・特任講師

★お申し込みの必要はありませんので、当日、直接会場にお越しください。



お問い合わせはセミナー担当者のメールアドレスにお願いします。

セミナー担当者：小川富之（福岡大学・法科大学院）

Eメール：[t-ogawa@y9.dion.ne.jp](mailto:t-ogawa@y9.dion.ne.jp)

# 「韓国家族法改革の背景と到達点」

## 1 報告の趣旨

日本では1996（平成8）年に、法制審議会民法部会が夫婦関係を中心とする家族法の実質的改正を目指して「民法の一部を改正する法律案要綱案」を法務大臣に対して提出したが、閣議決定がなされず国会に提出されることなく現在に至っている。改正の対象は多岐にわたるが、主なものだけでも、婚姻適齢、婚禁止期間、夫婦の氏、子の氏、協議上の離婚、離婚後の財産分与、裁判上の離婚、失踪宣告による婚姻の解消、相続の効力、戸籍法の改正などがある。

周知のとおり、これらの内の幾つかは個別に対応がなされ、最高裁判所を含めて裁判所の判断が示され、既に改正されたものもある。また、最近、成人年齢を18歳に引き下げるとともに、婚姻最低年齢も男女18歳に統一するという方向での議論がなされ、注目を集めている。しかしながら、1996（平成8）年以降、一部では議論がなされているものの、大きな進展のない領域も多く残されている。

一方、韓国では、かつては儒教の影響等により、家族に関する法領域では日本よりも家父長的性格の強い規定が多くあり、個人の尊厳、両性の平等、子どもの最善の利益の観点からみて問題が多いとされ、改善の必要性が指摘されていた。しかしながら、近年、韓国では、急速に法改正が進み、これらの問題の多くが既に解決されてきた。

このような韓国の状況について、その政策決定に大きな貢献をするとともに、実際の法改正についても重要なかわりのある、車善子先生（全南大学校法律専門大学院・教授）から、その背景と目指すべき方向性についてご解説いただき、日本の家族法改正の指針としたい。

## 2 報告の概要

テーマ：韓国家族法改革の背景と到達点

- 1 はじめに－問題意識の共有
- 2 伝統社会の家族と韓国の家族法（朝鮮時代～光復まで）
- 3 家父長的家族法の制定と両性平等への挑戦
  - (1) 家父長的家族法の制定と問題点
  - (2) 両性平等の観点から見た韓国家族法の改正
- 4 人権問題の観点から見た韓国家族法の変化と現況
  - (1) 平等権の観点から見た韓国家族法
  - (2) 個人の尊厳および自由の観点から見た韓国家族法
    - ①子の生存権・その尊厳性と家族法の役割
    - ②個人の幸福追求権としての面会交流の権利
    - ③出生子の親子関係の推定と親の人格権
- 5 おわりに－韓国家族法の未来展望

# セミナー会場（福岡大学法科大学院棟）までの経路図

## ■会場までの所要時間

- ・地下鉄七隈線「七隈駅」(①番出口) から徒歩約 8 分

※「福大前駅」よりも「七隈駅」からの経路が簡単です。

- ・西鉄バス 16 番・12 番 「東七隈バス停」から徒歩約 2 分

114 番・140 番「七隈四角バス停」から徒歩約 10 分

